

◎佐賀県条例第6号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～126 略					1～126 略				
<u>126の2</u> 佐賀大学医学部佐賀県推薦入学試験第1次選考の実施	佐賀大学医学部佐賀県推薦入学試験第1次選考を受けようとする者	佐賀大学医学部佐賀県推薦入試第1次選考手数料	<u>15,000円</u>	受験申込のとき					
127～323 略					127～323 略				
		<u>323の2</u> 家畜伝染病予防法第50条の規定により使用に許可を要する動物用生物学的製剤の保管		知事が使用を許可した動物用生物学的製剤の配布を受けようとするとき	動物用生物学的製剤保管及び管理手数料		<u>豚熱 1頭1回につき70円</u>		配布を受けようとするとき

改正前				改正後			
324～380 略				324～380 略			
381 依頼を受けて行う石材試験	略	7,800円以内で規則で定める額	略	381 依頼を受けて行う石材試験	略	9,900円以内で規則で定める額	略
382 依頼を受けて行うアスファルト試験	略	(1) アスファルト試験 <u>4,240</u> 円以内で規則で定める額 (2)・(3) 略 (4) 混合物配合試験 <u>28,000</u> 円以内で規則で定める額	略	382 依頼を受けて行うアスファルト試験	略	(1) アスファルト試験 <u>4,700</u> 円以内で規則で定める額 (2)・(3) 略 (4) 混合物配合試験 <u>33,000</u> 円以内で規則で定める額	略
383～407の3 略				383～407の3 略			
407の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査	略	(1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するか	略	407の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査	略	(1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するか	略

改正前		改正後	
	<p>どうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた既存住宅次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の</p>		<p>どうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた既存住宅次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の</p>

改正前		改正後	
	<p>床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <u>10,000</u> 円</p> <p>(イ)～(ケ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、<u>第4号、第5号又は第6号</u>に係る変更がある場合 (1)に定める額に次に掲げる住宅の区分に応じ、</p>		<p>床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <u>9,000円</u></p> <p>(イ)～(ケ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号<u>又は第4号から第7号までに</u>に係る変更がある場合 (1)に定める額に次に掲げる住宅の区分に応じ、</p>

改正前		改正後	
	<p>それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア 新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <u>7,000円</u></p> <p>(イ)～(ケ) 略</p> <p>イ 長期優良</p>		<p>それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア 新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <u>8,000円</u></p> <p>(イ)～(ケ) 略</p> <p>イ 長期優良</p>

改正前				改正後			
		住宅建築等 計画等の認 定を受けた 既存住宅 次に掲げる 建築物の計 画の変更 に係る部分 の床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ次に 定める額を 加算した額 (7) 床面積 の合計が 200平方 メートル以 内のもの <u>10,000</u> 円 (イ)～(ケ) 略				住宅建築等 計画等の認 定を受けた 既存住宅 次に掲げる 建築物の計 画の変更 に係る部分 の床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ次に 定める額を 加算した額 (7) 床面積 の合計が 200平方 メートル以 内のもの <u>11,000</u> 円 (イ)～(ケ) 略	
407の5～407の6の2 略				407の5～407の6の2 略			
407の7 都市 の低炭素化	略	次に掲げる場合 の区分に応じ、	略	407の7 都市 の低炭素化	略	次に掲げる場合 の区分に応じ、	略

改正前		改正後	
<p>の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含</p>	<p>の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含</p>

改正前		改正後	
	<p>む。以下この号及び次号において同じ。)の住戸の認定の場合 38,000円 (適合証 (建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性</p>		<p>む。以下この号において同じ。)の住戸の認定の場合 <u>次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>



改正前			改正後		
		<p>能判定機関が、低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合すると証明した書類をいう。以下この号及び次号において同じ。）が提出される場合にあつては、<u>8,000円</u>）</p>			<p>ア <u>性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成</u></p>

改正前					改正後					
										<p>28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準をいう。以下この号及び第407号の9において同じ。)次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 37,000円</p>

改正前					改正後				
								<u>(適合証</u> <u>(建築基</u> <u>準法第77</u> <u>条の21第</u> <u>1項に規</u> <u>定する指</u> <u>定確認検</u> <u>査機関、</u> <u>住宅の品</u> <u>質確保の</u> <u>促進等に</u> <u>関する法</u> <u>律第5</u> <u>条第1</u> <u>項に規定</u> <u>する登録</u> <u>住宅性能</u> <u>評価機関</u> <u>又は建築</u> <u>物のエネ</u> <u>ルギー消</u> <u>費性能の</u> <u>向上に関</u> <u>する法律</u> <u>(平成27</u> <u>年法律第</u> <u>53号)第</u>	

改正前					改正後				
								<u>15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合すると証明した書類を</u>	



改正前				改正後			
							<p>省令第10条 第2号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準 をいう。以 下この号及 び第407号 の9におい て同じ。)</p> <p>次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア) 床面 積の合計 が200平 方メートル未 満のもの 20,000円 (適合証 が提出さ れる場合 にあって</p>

改正前				改正後			
			<p>(2) 共同住宅等  (共同住宅、  長屋その他の  (1)に掲げる住  宅以外の住宅  をいう。以  下この号、次  号、第407号の  9及び第407  号の11におい  て同じ。)又  は複合建築物</p>				<p>は、8,000  円)  (1) 床面  積の合計  が200平  方メートル  以上  のもの  22,000円  (適合証  が提出さ  れる場合  にあって  は、8,000  円)  (2) 共同住宅等  (共同住宅、  長屋その他の  (1)に掲げる住  宅以外の住宅  をいう。以下  この号、第407  号の9及び第  407号の11にお  いて同じ。)又  は複合建築  物(共同住宅</p>

改正前		改正後	
	<p>(共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下この号、<u>次号</u>、第407号の9及び第407号の11において同じ。)の<u>住戸</u>の認定の場合 次に掲げる<u>住戸の数</u>の<u>合計</u>の区分に応じ、それぞれ<u>次</u>に定める金額</p> <p><u>ア 1戸</u> 38,000円 (<u>適合証が提出される場合にあっては、8,000円</u>)</p>		<p>等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下この号、第407号の9及び第407号の11において同じ。)の<u>住宅の用途に供する部分</u>の認定の場合 次に<u>ア又はイ</u>に掲げる<u>基準</u>の区分に応じ、それぞれ<u>ア又はイ</u>に定める金額に、<u>ウ</u>に定める額を加算した額</p> <p><u>ア 性能基準</u> 次に掲げる<u>住戸の床面積の合計</u>の区分に応じ、それぞれ<u>次</u>に定め</p>



改正前				改正後			
							<u>る金額</u> <u>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> <u>70,000円</u> <u>( 適合証が提出される場合にあつては、</u> <u>13,000円)</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>115,000円 (適合証が提出される場</u>

改正前					改正後				
									合にあっ ては、 <u>23,000</u> 円)
									(ウ) 床面積 の合計が <u>2,000平方</u> <u>メートル</u> <u>以上5,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル未満</u> のもの <u>194,000</u> 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 <u>47,000</u> 円)
									(エ) 床面 積の合計 が <u>5,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> のもの <u>276,000</u>

改正前				改正後			
			<u>イ 2戸以上</u> <u>5戸以内</u> <u>74,000円</u> <u>(適合証</u> <u>が提出さ</u> <u>れる場合</u> <u>にあっては、</u> <u>13,000円)</u>				<u>円(適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>81,000</u> <u>円)</u>
							<u>イ 仕様基準</u> <u>次に掲げ</u> <u>る住戸の床</u> <u>面積の合計</u> <u>の区分に応</u> <u>じ、それぞ</u> <u>れ次に定め</u> <u>る金額</u> <u>(7) 床面</u> <u>積の合計</u> <u>が300平</u> <u>方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>35,000円</u> <u>(適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u>

改正前					改正後				
								<u>13,000</u> <u>円)</u>	
								<u>(イ) 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方</u> <u>メートル</u> <u>以上2,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル未満</u> <u>のもの</u> <u>59,000円</u> <u>( 適 合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>23,000</u> <u>円)</u>	
								<u>(ウ) 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル</u> <u>以上5,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル未満</u> <u>のもの</u> <u>104,000</u>	

改正前				改正後			
			<u>ウ 6戸以上</u> <u>10戸以内</u> <u>102,000円</u> <u>(適合証が</u> <u>提出され</u> <u>る場合に</u>				<u>円(適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>47,000</u> <u>円)</u> <u>(エ) 床面</u> <u>積の合計</u> <u>が5,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル以上</u> <u>のもの</u> <u>155,000</u> <u>円(適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>81,000</u> <u>円)</u> <u>ウ 共同住宅</u> <u>等の共用部</u> <u>分の面積の</u> <u>合計の区分</u> <u>に応じ、そ</u> <u>れぞれ次に</u>

改正前				改正後			
			<u>あつては、</u> <u>20,000円)</u>				定める金額 (ア) <u>300平</u> <u>方メー</u> <u>トル未満</u> <u>のもの</u> <u>115,000</u> <u>円(適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあつ</u> <u>ては、</u> <u>13,000</u> <u>円)</u> (イ) <u>300平</u> <u>方メー</u> <u>トル以上</u> <u>2,000平</u> <u>方メー</u> <u>トル未満</u> <u>のもの</u> <u>187,000</u> <u>円(適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあつ</u> <u>ては、</u>

改正前					改正後				
								<u>31,000</u> 円)	
						(ウ)	2,000	平方メー トル以上	
								<u>5,000平 方メート ル未満 のもの</u>	
								<u>290,000</u> 円(適合 証が提出 される場 合にあっ ては、	
								<u>85,000</u> 円)	
						(イ)	5,000	平方メー トル以上	
								<u>1万平方 メートル 未満の もの</u>	
								<u>371,000</u> 円(適合 証が提出	

改正前					改正後				
									<u>される場 合にあっ ては、 133,000 円)</u> <u>(オ) 1万 平方メー トル以上 25,000平 方メート ル未満の もの</u> <u>443,000 円（適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 167,000 円)</u> <u>(カ) 25,000 平方メー トル以上 のもの</u> <u>515,000 円（適合 証が提出</u>



改正前				改正後			
			エ 11戸以上 25戸以内 143,000円 (適合証が 提出され る場合に あっては、 31,000円)				される場 合にあっ ては、 208,000 円)
			オ 26戸以上 50戸以内 203,000円 (適合証が 提出され る場合に あっては、 49,000円)				
			カ 51戸以上 100戸以内 290,000 円 (適合証 が提出され る場合に				

改正前			改正後		
		<p>あつては、 85,000円)</p> <p>キ 101戸以 上200戸以 内 392,000 円（適合証 が提出され る場合に あつては、 133,000円)</p> <p>ク 201戸以 上300戸以 内 513,000 円（適合証 が提出され る場合に あつては、 167,000円)</p> <p>ケ 301戸以 上 602,000 円（適合証 が提出され る場合に あつては、 178,000円)</p> <p>(3) 共同住宅等 の建築物全体</p>			

改正前				改正後			
		<p>の認定の場合  <u>(2)に定める</u>  <u>額に次に掲げ</u>  <u>る共同住宅等</u>  <u>の共用部分の</u>  <u>面積の合計の</u>  <u>区分に応じ、</u>  <u>それぞれ次に</u>  <u>定める額を加</u>  <u>算した額</u></p> <p>ア <u>300平方</u>  <u>メートル以</u>  <u>内のもの</u>  <u>115,000</u>  <u>円（適合証</u>  <u>が提出さ</u>  <u>れる場合</u>  <u>あつては、</u>  <u>13,000円）</u></p> <p>イ <u>300平方</u>  <u>メートルを</u>  <u>超え2,000</u>  <u>平方メー</u>  <u>トル以内</u>  <u>のもの</u>  <u>187,000</u>  <u>円（適合証</u>  <u>が提出され</u></p>					

改正前			改正後		
		<p>る場合に あつては、 31,000円)</p> <p>ウ 2,000平方 メートルを 超え5,000 平方メー トル以内の もの 290,000 円 (適合証 が提出され る場合に あつては、 85,000円)</p> <p>エ 5,000平方 メートルを 超え1万平 方メートル 以内のもの 371,000 円 (適合証 が提出され る場合に あつては、 133,000円)</p> <p>オ 1万平方 メートルを</p>			

改正前		改正後	
	<p> <u>超え25,000平方メートル以内のもの</u>  <u>の 443,000円（適合証が提出される場合にあっては、167,000円）</u>  <u>カ 25,000平方メートルを超えるもの</u>  <u>の 515,000円（適合証が提出される場合にあっては、208,000円）</u> </p> <p> <u>(4) 一戸建ての住宅、複合建築物又は非住宅建築物（住宅の部分を有しない建築物をいう。以下この号、次号、第407号</u> </p>		<p> <u>(3) 一戸建ての住宅、複合建築物又は非住宅建築物（住宅の部分を有しない建築物をいう。以下この号、第407号の9及</u> </p>

改正前		改正後	
	<p>の9及び第407号の11において同じ。)の建築物全体の認定の場合(1)に定める額(複合建築物の場合は、<u>(3)</u>に定める額)に、次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(外皮性能(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。)の評価を要しない場合は、<u>(3)</u>に定める額)を</p>		<p>び第407号の11において同じ。)の建築物全体の認定の場合(1)に定める額(複合建築物の場合は、<u>(2)</u>に定める額)に、次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(外皮性能(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。)の評価を要しない場合は、<u>(2)ウ</u>に定める額)を加</p>

改正前		改正後	
	<p>加算した額。 ただし、非住宅建築物の場合にあっては、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（外皮性能の評価を要しない場合は、(3)に定める金額）</p> <p>ア 300平方メートル<u>以内</u>のもの 249,000円（適合証が提出される場合にあっては、13,000円）</p> <p>イ 300平方メートルを<u>超え2,000平方メートル以内</u>のもの</p>		<p>算した額。ただし、非住宅建築物の場合にあっては、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（外皮性能の評価を要しない場合は、(2)ウに定める金額）</p> <p>ア 300平方メートル<u>未満</u>のもの 249,000円（適合証が提出される場合にあっては、13,000円）</p> <p>イ 300平方メートル<u>以上</u>2,000平方メートル<u>未満</u>のもの</p>

改正前		改正後	
	<p>の 395,000円（適合証が提出される場合には、あつては、31,000円）</p> <p>ウ 2,000平方メートルを<u>超え</u>5,000平方メートル<u>以内</u>のもの</p> <p>の 562,000円（適合証が提出される場合には、あつては、85,000円）</p> <p>エ 5,000平方メートルを<u>超え</u>1万平方メートル<u>以内</u>のもの</p> <p>688,000円（適合証が提出される場合には、あつては、</p>		<p>395,000円（適合証が提出される場合には、あつては、31,000円）</p> <p>ウ 2,000平方メートル<u>以</u><u>上</u>5,000平方メートル<u>未</u><u>満</u>のもの</p> <p>562,000円（適合証が提出される場合には、あつては、85,000円）</p> <p>エ 5,000平方メートル<u>以</u><u>上</u>1万平方メートル<u>未</u><u>満</u>のもの</p> <p>688,000円（適合証が提出される場合には、あつては、</p>



改正前				改正後			
		<p>133,000円)            オ 1万平方メートルを<u>超え</u>25,000平方メートル<u>以内</u>のもの 810,000円（適合証が提出される場合には、            167,000円)            カ 25,000平方メートルを<u>超える</u>もの 924,000円（適合証が提出される場合には、            208,000円)</p>				<p>133,000円)            オ 1万平方メートル<u>以上</u>25,000平方メートル<u>未満</u>のもの 810,000円（適合証が提出される場合には、            167,000円)            カ 25,000平方メートル<u>以上</u>のもの 924,000円（適合証が提出される場合には、            208,000円)            (4) <u>一戸建ての住宅の住宅以外の用途に供する部分又は複合建築物の住宅以外の用</u></p>	

改正前				改正後			
						途に供する部分の認定の場合 (3)に定める金額 (外皮性能の評価を要しない場合は、(2)ウに定める金額)	
407の8 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	略	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額 (当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれ	略	407の8 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	略	前号の手数料の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ一の建築物につき当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 (当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額	略

改正前		改正後	
	<p>るときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額)の手数料を加算した額)</p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅の住戸の変更認定の場合</u> 19,000円 (適合証が提出される場合 <u>にあっては、4,000円)</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等又は複合建築物の住戸の変更認定の場合</u> <u>共同住宅等又は複合建築物の変更に係る住戸の数の合計の区分</u></p>		<p>(当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額)の手数料を加算した額)</p>

改正前				改正後			
		<p> <u>に応じ、前号 の手数料の欄 の(2)に掲げる 金額の2分の 1に相当する 金額</u>  <u>(3) 共同住宅 等の建築物全 体の変更認定 の場合 共同 住宅等の変更 に係る住戸の 数の合計の区 分に応じ、前 号の手数料の 欄の(2)に掲げ る金額の2分 の1に相当す る金額（住戸 部分に変更が ある場合に限 る。）に、当 該共同住宅等 の変更に係る 共用部分の面 積の区分に応 じ、同号の手</u> </p>					

改正前		改正後	
	<p>数料の欄の(3)に掲げる金額の2分の1に相当する金額（共用部分に変更がある場合に限る。）を加えて得た額</p> <p>(4) 一戸建ての住宅、複合建築物又は非住宅建築物の建築物全体の変更認定の場合（1）に定める額（複合建築物の場合は、(3)に定める額）に、当該建築物の変更に係る住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、前号の</p>		

改正前				改正後			
		<p>手数料の欄の(4)に掲げる金額の2分の1に相当する金額(住宅以外の用途に供する部分に変更がある場合に限る。)を加えて得た額。ただし、非住宅建築物の場合にあっては、同号の手数料の欄の(4)に掲げる金額の2分の1に相当する金額</p>					
407の8の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又	略	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第	略	407の8の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又	略	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第	略

改正前		改正後	
<p>は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては、当該金額の2分の1に相当する金額)</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合次に掲げる建築物の床面積(建築物エネルギー消費性能適合性判</p>	<p>は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては、当該金額の2分の1に相当する金額)</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかの判定を受ける場合次に掲げる建築物の床面積(建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る床面積をいう。以下この号及び第407</p>

改正前				改正後			
		<p>定に係る床面積をいう。以下この号及び第407号の12において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(2) 略</p>				<p>号の12において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(2) 略</p>	
407の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	略	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ一の建築物につき次に定める金額</p> <p>(当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲</p>	略	407の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	略	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ一の建築物につき次に定める金額(当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる</p>	略



改正前		改正後	
	<p>げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分を有しないもの次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 35,000円（適合証</p>		<p>額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（住宅の用途に供する部分に限る。）の場合 次に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 性能基準次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それ</p>

改正前			改正後		
		<p> <u>（住宅にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、非住宅建築物にあっては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、同法第35条第1項第1号に規定する基準に適合す</u> </p>			<p> <u>それぞれに定める金額</u> </p>

改正前		改正後	
	<p>ると証明した書類又はこれに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。)が提出される場合には、5,000円)</p>		<p>(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 35,000円 (適合証(住宅にあっては住宅の品質確保の促進等に関する</p>

改正前					改正後				
								<u>る法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、非住宅建築物にあっては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、同法第35条第1項第1号に規定する基準</u>	

改正前					改正後					
										<u>に適合すると証明した書類又はこれに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。）が提出される場合には、5,000円)</u> <u>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> <u>39,000円</u> <u>(適合証が提出される場合</u>

改正前				改正後			
			<p>イ 床面積の 合計が200 平方メー トル以上のも の 39,000 円（適合証 が提出され る場合に あっては、 5,000円）</p>				<p>にあって は、5,000 円） イ 仕様基準 次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>(7) 床面 積の合計 が200平 方メー トル未満の もの 18,000円 （適合証 が提出さ れる場合 にあって は、5,000 円） (1) 床面</p>

改正前				改正後			
			<p>(2) 共同住宅等 又は複合建築物（住宅の用途に供する部分に限る。） 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のも</p>				<p><u>積の合計が200平方メートル以上のもの</u> <u>19,000円</u> <u>（適合証が提出される場合</u> <u>にあつては、5,000円）</u></p> <p>(2) 共同住宅等 又は複合建築物（住宅の用途に供する部分に限る。） <u>の場合</u> 次に掲げる<u>基準</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア <u>性能基準</u> <u>次に掲げる建築物の床面積の合</u></p>

改正前		改正後	
	<p><u>の 69,000 円（適合証 が提出され る場合に あっては、 10,000円）</u></p>		<p>計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>(7) 床面 積の合計 が300平 方メート ル未満の もの <u>69,000円 （適合 証が提出 される場 合にあっ ては、 10,000 円）</u></p> <p>(1) 床面 積の合計 が300平 方メート ル以上 <u>2,000平 方メート</u></p>



改正前					改正後				
								<u>ル未満の</u> <u>もの</u> <u>115,000</u> <u>円（適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>21,000</u> <u>円）</u>	
								<u>(ウ) 床面積</u> <u>の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル</u> <u>以上5,000</u> <u>平方メー</u> <u>トル未満</u> <u>のもの</u> <u>196,000</u> <u>円（適合</u> <u>証が提出</u> <u>される場</u> <u>合にあっ</u> <u>ては、</u> <u>45,000</u> <u>円）</u>	
								<u>(エ) 床面</u>	

改正前				改正後			
							積の合計が5,000平方メートル以上のもの
							281,000円（適合証が提出される場合には、
							81,000円)
			イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				イ 仕様基準次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			115,000円（適合証が提出される場合には、				
			21,000円)				(7) 床面積の合計

改正前					改正後				
									<u>が300平方メートル未満のもの</u> <u>32,000円</u> <u>(適合証が提出される場合には、</u> <u>10,000円)</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u> <u>56,000円</u> <u>(適合証が提出される場合には、</u>

改正前					改正後				
								20,000 円)	
								(ウ) 床面 積の合計 が2,000 平方メー トル以上 5,000平 方メート ル未満 のもの	
								101,000 円(適合 証が提出 される場 合にあっ ては、	
								44,000 円)	
								(エ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トル以上 のもの	
								152,000 円(適合	

改正前				改正後			
			<p>ウ 床面積の 合計が2,000 平方メート ル以上5,000 平方メート ル未満のも の 196,000 円 (適合証 が提出され る場合に あっては、 45,000円)</p> <p>エ 床面積の 合計が5,000 平方メート ル以上のも の 281,000 円 (適合 証が提出さ れる場合に あっては、</p>				<p>証が提出 される場 合にあっ ては、 79,000 円)</p>

改正前				改正後			
		<p><u>81,000円)</u></p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略</p> <p>(4) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分を有するもの (1) に定める額に (3) で定める額を加算した額</p> <p>(5) 複合建築物 (2) に定める額に (3) で定める額を加算した額</p>				<p>(3) 非住宅建築物の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略</p> <p>(4) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分の<u>場合</u> (1) に定める額に (3) で定める額を加算した額</p> <p>(5) 複合建築物の場合 (2) に定める額に (3) で定める額を加算した額</p> <p>(6) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分の<u>住</u></p>	

改正前				改正後				
							宅の用途に供さない部分に限る。)又は複合建築物(住宅の用途に供さない部分に限る。)の場合(3)に定める金額	
407の10～450の7 略				407の10～450の7 略				
				450の8 道路 交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行の許可を申請する者	特定自動運行許可申請手数料	79,200円	許可申請のとき
				450の9 道路 交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画の変更の許可を申請する者	特定自動運行計画変更許可申請手数料	78,500円	許可申請のとき

改正前				改正後			
451～478 略				451～478 略			
479 道路交通 法第108条の 2第1項第6 号の規定に基 づく <u>原動機付 自転車</u> の運転 に関する講習 の実施	<u>原動機付 自転車</u> の 運転に関 する講習 を受講し ようとする 者	<u>原動機 付自転 車講習 手数料</u>	略	479 道路交通 法第108条の 2第1項第6 号の規定に基 づく <u>一般原動 機付自転 車</u> の運転 に関する 講習を受 講しよう とする者	<u>一般原動 機付自転 車</u> の運転 に関する 講習を受 講しよう とする者	<u>一般原 動機付 自転車 講習手 数料</u>	略
480～485の2 略				480～485の2 略			
485の3 道路 交通法第108 条の2第1項 第15号の規定 に基づく自転 車の運転によ る交通の危険 を防止するた めの講習の実 施	自転車の 運転によ る交通の 危険を防 止するた めの講習 を受講し ようとする 者	自転車 運転者 講習手 数料	略	485の3 道路 交通法第108 条の2第1項 第15号又は第 16号の規定に 基づく <u>特定小 型原動機付自 転車</u> の運転に よる交通の危 険を防止する ための講習又 は自転車運 転による交通 の危険を防止 するための講 習の実施	<u>特定小型 原動機付 自転車</u> の 運転によ る交通の 危険を防 止するた めの講習 又は自転 車の運転 による交 通の危険 を防止す るための 講習を受 講しよう	<u>特定小 型原動 機付自 転車運 転者講 習又は 自転車 運転者 講習手 数料</u>	略



改正前				改正後			
486～490 略				486～490 略			
491 公安委員会が依頼を受けて行う自動車又は原動機付自転車の運転適性検査（第474号、第475号及び第482号から第486号までの第1欄に掲げる事務に係る運転適性検査を除く。以下この号において同じ。）の実施	自動車又は原動機付自転車の運転適性検査を受けようとする者	自動車又は原動機付自転車の運転適性検査手数料	略	491 公安委員会が依頼を受けて行う自動車又は一般原動機付自転車の運転適性検査（第474号、第475号及び第482号から第486号までの第1欄に掲げる事務に係る運転適性検査を除く。以下この号において同じ。）の実施	自動車又は一般原動機付自転車の運転適性検査を受けようとする者	自動車又は一般原動機付自転車の運転適性検査手数料	略
492～494 略				492～494 略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1第407号の4の改正規定（「、第4号、第5号又は第6号」を「又は第4号から第7号まで」に改める部分に限る。）及び同表第407号の7から第407号の9までの改正規定 公布の日
- (2) 別表第1第479号、第485号の3及び第491号の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第3号に掲

げる規定の施行の日